

美工第125号  
令和8年4月6日

保護者各位

県立美里工業高等学校  
校長 真喜屋 強史  
(公印省略)

令和7年度「県立学校家族休暇制度」保護者アンケート等の結果及び  
令和8年度以降における同制度の実施について（依頼）

みだしのことについて、令和8年3月30日付け教県第2375号にて、県教育委員会教育長から依頼があります。

つきましては、下記資料を送付しますので、本制度の趣旨をご理解いただき、利用を希望する場合は、手順に沿って届出いただきますようお願いいたします。

記

1 保護者アンケート等の結果

2 送付資料

- (1) 保護者向説明資料「県立学校家族休暇制度の試行について」
- (2) 様式「県立学校家族休暇に係る申請書」
- (3) 「県立学校家族休暇制度」Q & A



以上

【本件担当】

教頭 山城 富

TEL 098-973-5848

## 県立学校家族休暇制度の実施について

県立美里工業高等学校  
県教育庁県立学校教育課

### 1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を試行的に導入する。

### 2 制度の概要

- 保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。
- 取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

### 3 試行期間

令和8年4月1日～3学期末

### 4 対象

美里工業高等学校に在学する全生徒

※本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、取得できません

### 5 取得できる日数

試行期間中3日まで（1日単位・分散取得可）

※Q9 もともと欠席や欠課が多く、出席時数不足や出席日数不足の懸念があるのですが、取得しても大丈夫でしょうか。（「県立学校家族休暇制度」Q&A）

A9 もともと欠席や欠課が多く、取得することにより出席時数や出席日数の規定を満たすことができなくなり、未履修や原級留置となる場合は、取得することはできません。また、取得後に出席時数不足や出席日数不足がわかった場合でも、学校は取得を取り消すことはできません。取得を検討する際は、欠席や欠課の状況を十分ご確認ください。

### 6 取得日の取り扱い

出席停止・忌引等（欠席にはなりません）

## 7 取得できない日

(1) 学級・HR、学年、学校全体の活動がある日

例① 始業式・終業式・入学式・卒業式・その他学校行事のある日

例② 中間テスト・期末テスト・など各種テストの実施日

(2) その他学校が定める日

例③ 学科の主とする学科行事のある日

例④ 各学科の主とする資格・検定の実施日

## 8 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限しない。

ただし、家族休暇の目的に違反した場合は、申請した「出席停止・忌引等」を取り消し、届出欠席または無届欠席（保護者が把握していない場合）とし、再度の申請は受け付けないこととする。

※Q6 子どもたちだけで活動しても大丈夫ですか。（「県立学校家族休暇制度」Q&A）

A6 この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度であり、保護者の皆様に子どもたちの安全を確保していただく必要があることから、子どもたちだけで活動することを目的に取得することはできません。

## 9 届出手続き

(1) 提出書類：様式「県立学校家族休暇に係る申請書」

(2) 提出期限：原則として、取得希望日の1週間前までに、届け出てください。

(3) 提出先；各HR担任

## 10 授業への対応

○基本的に、自主学習となります。補習等を行いません。

○授業のプリント等については、各教科担当に問い合わせください。

## 11 安全確保

○家族休暇制度は、保護者の責任の下で取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様で生徒の安全を確保していただきますようよろしくお願いします。

○家族休暇制度は、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

## 12 報告書等の提出

家族休暇取得後の報告書等の提出はありません。

## 13 その他

本制度の課題等を把握するため、3学期頃を目途にアンケートを実施する予定です。その際には、ご協力をよろしくお願いします。

県立学校家族休暇に係る申請書

1. 申請内容

生徒氏名	年組 番・氏名
保護者（自筆&押印） ※押印が無い場合無効です	⑩

2. 申請期間（1日単位や連続した日）

(1) 連続して取得する場合

令和 年 月 日～ 月 日（連続した【 】日間）
--------------------------

(2) 1日単位で取得する場合

（2日目以降は、必要に応じて記入・提出下さい）

1日目	令和 年 月 日（曜日）
2日目	令和 年 月 日（曜日）
3日目	令和 年 月 日（曜日）

3. 確認事項

申請(提出)前に次をご確認ください。確認後はチェック✓マークをご記入下さい。

- 「保護者向け説明資料」と『県立学校家族休暇制度』Q&Aを確認した。
- 保護者の責任の下で、家族と過ごす時間であることを確認した。
- 取得において、出席時数不足や出席日数不足にならないことを確認した。
- 家族休暇の目的に反した場合は、「出席停止・忌引等」が取り消され、欠席となることを確認した。